

7 しゃかいさんか 社会参加



してつうんちん JR・私鉄運賃 (身) (知) (精)

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50% 介護者も同率	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者 又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種及び第2種障害者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	JR線・連絡社線の片道100kmを越える区間。私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 JR線以外の民営鉄道については取扱区間が各社異なります。

- ① グリーン車／特急料金は除かれます。
- ② 12歳未満の障害児については、小児運賃の5割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はされません。
- ③ 列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき係員の請求がありましたらご提示ください。
- ④ 障害者と介護者をご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めください。
- ⑤ 民営鉄道の障害者割引についてはJRに準じておりますが、詳しくは各社へお問い合わせください。
- ⑥ 自動車線の定期乗車券は3割引となります。
- ⑦ 購入方法は、ご利用各社にお問い合わせください。

たまとし 多摩都市モノレール (身) (知)

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者が介護者付で乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券(小児を除く) 回数乗車券	50% 介護者も同率	多摩モノレール全線
12歳未満の第2種障害者が介護者付で乗車する場合	定期乗車券(介護者のみ)	50%	多摩モノレール全線
第1種身体障害者及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合	割引はありません。		

【問 合 せ】 多摩都市モノレール

みんえい

民営バス (身) (知) (精)

障害者手帳、心身障害者民営バス割引証を運賃支払い時に提示することで普通乗車券50%、定期乗車券30%の割引が適用されます。※定期の割引は身体、知的のみ

【申請方法】 各障害者手帳を持参して障害福祉課に申込ください。

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

こうくう りよかくせん

航空・旅客船・フェリー (身) (知) (精)

各運行会社ごとに運賃の割引が設けられている場合がありますので、運賃支払い方法と併せて各会社にあらかじめお問い合わせください。

とえいこうつう でんしゃ

ちかてつ

都営交通(電車・バス・地下鉄) (身) (知) (精)

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方に都営の公共交通機関を利用する際の無料乗車券を障害福祉課で発行します。

【制限など】

- ① 東京都発行のシルバーパスとの併用はできません。
- ② JR線・私鉄・東京メトロ線では利用できません。
- ③ 定期乗車券50%割引(都バスの定期券は30%)(手帳提示が必要)となります。
- ④ 手帳の提示のみの場合は、普通乗車券50%割引となります。

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

タクシー (身) (知) (精)

タクシーを利用する際に、各種障害者手帳の提示により、タクシー運賃が10%割引になることがあります。乗車前に障害者割引が適用になるタクシーであるか確認してください。

【問 合 せ】 各タクシー会社

ひ の し ふくし

りようけん

日野市福祉タクシー利用券 (身) (知) (精)

障害者の社会生活の向上を図るため障害福祉課から発行しています。

【対 象 者】 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方(施設入所者は除く)。また、日野市自動車ガソリン給油券を交付されていない方。

【申請方法】 各障害者手帳を持参して障害福祉課に申込みください。

【利用方法】 当該年度内に有効となる利用券を発行します。市が指定する事業者のみで利用できます。料金を支払う際に、日野市福祉タクシー利用券を渡して清算してください。1回の乗車で使用できる利用券の枚数に制限はありません。毎年3月末に4月から利用できる券を郵送します。

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

ひ の し じ どう しゃ きゅう ゆ け ん
日野市自動車ガソリン給油券 (身) (知) (精)

心身障害者(児)及びその家族の生活の利便を助長するため障害福祉課から発行しています。

【対 象 者】 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方(施設入所者は除く)、また日野市福祉タクシー利用券を交付されていない方。

【申請方法】 各障害者手帳を持参して障害福祉課に申込みください。

【利用方法】 当該年度内に有効となる券を市が発行します。市が指定する事業者のみで利用できます。料金を支払う際に、日野市自動車ガソリン給油券を渡して清算してください。1回の給油で使用できる利用券の枚数に制限はありません。毎年3月末に4月から利用できる券を郵送します。

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

ゆうりょう どう ろ つ う こう り ょ う き ん わ り び き
有料道路通行料金割引 (身) (知)

有料道路を利用される障害者(児)に対し、有料道路の料金を軽減する制度です。

【対 象 者】

- ① 身体障害者手帳の交付を受けた方が自ら運転する、障害者本人または同居の親族等が所有する乗用自動車等(営業用自動車を除く)。
- ② 第1種身体障害者(児)または第1種知的障害者(児)を乗せて介護者が運転する、障害者本人または同居の親族等および介護者が所有する乗用自動車等(営業用自動車を除く)。

【申請方法】 以下を障害福祉課に持参してください。

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 車検証(自動車登録する場合のみ必要)
 ※電子車検証をお持ちの方は電子車検証と自動車検査証記録事項をお持ちください。
- ③ 本人が運転する場合は運転免許証

<ETC利用の場合は下記も必要となります>

- ① 障害者本人名義のETCカード(ただし、18歳未満の第1種障害者(児)で、障害者(児)本人が運転しない場合は、親権者又は法定後見人名義のものも可)
- ② ETC車載器セットアップ申込書・証明書

【割 引 率】 通常料金の半額。本割引の適用を受ける場合、重複して適用されない割引があります。

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

ふ く し ゅ う し ょ う う ん そ う
福祉有償運送 (身) (知) (精)

他人の介助がないと移動することが困難であると認められ、かつ、一般の公共交通機関を利用することが難しい方に対し、日常生活の利便、社会参加の促進を図る為に車両での移動支援を行うサービスです。詳しくは直接事業所にお問い合わせください。

【実施団体】

事業所名	問合せ
社会福祉法人日野市 社会福祉協議会	[所 在 地] 東京都日野市多摩平2丁目8番地の9 日野市福祉支援センターたま だいら内 [電 話] 042-584-1294(新規相談) 042-582-2320(配車予約)

	[F A X] 042-583-9205
NPO法人自立生活センター日野	[所在地] 東京都日野市高幡2番地の9 ウィステリアガーデン1階 [電話] 042-592-7401 [F A X] 042-594-7402
社会福祉法人幹福社会	[所在地] 東京都立川市錦町3丁目1番地の29 サンハイム立川1階 [電話] 042-522-6144 [F A X] 042-521-1664
一般社団法人イーライフ交通	[所在地] 東京都日野市日野本町3丁目8番地の2 第2大内ビル [電話] 042-843-2155

じどうしゃ **自動車**

じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひ じよせい

自動車運転免許取得費の助成 (身) (知)

一般の交通機関の利用が困難な身体障害者の方又は愛の手帳をお持ちの方に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

【対象者】引き続き3か月以上市内に住所を有し、次のすべてに該当する方。

- ① 運転免許適性試験に合格した3級以上の身体障害者および4度以上の愛の手帳の交付を受けている方
(内部障害については4級以上、下肢または体幹にかかる障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で歩行が困難な方)
- ② 他の制度により運転免許の取得に要する費用の助成を受けていない方
- ③ 本人の前年の所得税の年額が40万円以下の方

【内容】道路交通法第84条第3項に規定する第1種普通自動車運転免許取得に直接要する経費を助成します。(直接要する経費:自動車運転教習所等の入所料、技能及び学科教習料並びに教材費)

【助成額】助成対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)で、所得に応じた助成限度額があります。排気量等の限定解除の助成については、20,600円を限度とします。

【必要なもの】身体障害者手帳、印鑑、前年の所得税額がわかるもの、運転免許証または免許情報記録個人番号カードの写し、自動車運転免許取得経費証明書(所定の様式を市障害福祉課でお渡しします)

【問合せ】日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

じどうしゃかいぞうひ じよせい

自動車改造費の助成 (身)

重度身体障害者の就労等に伴い、自動車の改造に要する経費を助成します。

【対象者】市内在住で、次のすべてに該当する方

- ① 18歳以上の身体障害者手帳(上肢、下肢又は体幹)1、2級を所持する方
- ② 前年所得が特別障害者手当に係る所得制限限度額の範囲内
- ③ 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要があるもの

【利用制限】再度の助成については、7年を経過した後とします。

【給付内容】操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部助成します(133,900円を限度とします)。対象車両は一人につき1台とします。

【必要なもの】身体障害者手帳、印鑑、改造業者の見積書、運転免許証または免許情報記録個人番号カードの

写し、車検証、業者の請求書

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

ちゅうしゃきんしきせい てきようじょがい
駐車禁止規制の適用除外 (身) (知) (精)

駐車禁止等除外標章の交付を受けた障害者本人が、現に使用中の車両であり、かつ、標章を掲出したものが公安委員会による駐車禁止規制の対象から除外されます。

【交付対象者】 都内に住所を有し、以下に記載する手帳の種別、障害区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

障害の区分		障害の程度
身体障害者手帳	視覚障害	1～3級、4級の1
	聴覚障害	2級又は3級
	平衡機能障害	3級
	上肢機能障害	1級、2級の1又は2級の2
	下肢機能障害	1～4級
	体幹機能障害	1～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能障害
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	1又は3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級
	肝臓機能障害	1～3級
愛の手帳		1～2度(3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)
精神障害者保健福祉手帳		1級
小児慢性特定疾病手帳		色素性乾皮症に係る医療費支給認定を受けている方

【手続方法】 以下をご用意いただき日野警察署にお問い合わせください。

- ① 除外標章交付申請書
- ② 身体障害者手帳等(原本)
- ③ 交付対象者の本人確認書類(身体障害者手帳等以外)
- ④ 現在お持ちの駐車禁止等除外標章がある場合は、その標章

※身体的な理由により交付対象者の来署が困難な場合は、代理申請が可能です。(詳細はホームページ参照)

【手続先】 日野警察署

【電 話】 042-586-0110

警視庁ホームページ

[U R L] <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/seido/jogai.html>



がいしゅつしえん ◎外出支援

いどうしえん

移動支援 (身) (知) (精)

屋外での移動が困難な方に、外出のための移動を支援することにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【対象者】 屋外での移動が困難な小学生以上の方で、以下のいずれかの要件を満たす方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害を有する方、又は下肢・体幹機能障害もしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する方
- ② 愛の手帳の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている方

【自己負担】 1割相当の額の負担となります。(生活保護世帯と市町村民税非課税世帯の方は無料)

【利用制限】

- ① 通所・通勤等、通年かつ長期にわたる外出・通院、営業活動には利用できません。
- ② 介護保険対象者は、介護保険で認められる外出については利用できません。
- ③ 障害福祉サービスの同行援護及び重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている方については利用できません。

【申請・問合せ】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

もう しゃつうやく かいじょしゃはけん

盲ろう者通訳・介助者派遣 (身)

社会参加を促進するため、盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣します。

【対象者】 盲ろう者(視覚障害と聴覚障害を重複して持つ身体障害者(児)であって、身体障害者手帳を所持する方)

【派遣内容】 通訳及び外出時の付添い

【自己負担】 無料(外出に必要な交通費は、通訳・介助者分も含めて自己負担)

【問 合 せ】 認定 NPO 法人 東京盲ろう者友の会

〔電 話〕 03-6228-1282

〔F A X〕 03-6228-1283

〔E メール〕 tokyo-db@tokyo-db.or.jp

しんたいしょうがいしゃほじょけん きゅうふ

身体障害者補助犬の給付 (身)

視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者に対して、身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬(以下「補助犬」)を無料で給付します。ただし、飼育料等は自己負担となります。

【対象者】

- ① 都内に概ね1年以上居住する満18歳以上の在宅の方で、以下の障害をお持ちの方
盲導犬:身体障害者手帳(視覚)1級を所持する方
介助犬:身体障害者手帳(肢体)1、2級を所持する方
聴導犬:身体障害者手帳(聴覚)2級を所持する方
- ② 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が一定未満の方

- ③ 自宅以外の家屋に居住する方にとっては、その家屋の所有者又は管理する者の承諾を得られること
- ④ 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理できると認められること
- ⑤ 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること

【申請方法】 身体障害者手帳を障害福祉課に持参してください。

【手 続 先】 日野市障害福祉課 P9(1_相談窓口)参照

◎スポーツ・文化・余暇・学習

とうきょうとしょうがいしゃ たいかい 東京都障害者スポーツ大会

毎年5月中旬頃から、陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、ボウリング、フライングディスク、ボッチャ競技等を実施しています。

※競技により実施日、申込期間等が異なりますのでご注意ください。

【参加対象者】 原則として障害者手帳を所持する方、手帳取得の対象に準ずる障害のある方で、毎年4月1日現在で中学生以上の方

【問 合 せ】 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

〔電 話〕 03-6265-6001

〔F A X〕 03-6265-6077

とうきょうとしょうがいしゃきゅうよう 東京都障害者休養ホーム (身) (知) (精)

障害のある方の保養等を目的として、東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。

【対 象 者】 都内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方(有効期限内であること)。等級は問いません。利用者1名につき付添いの方1名(中学生以上の方。都内在住の方に限りません)。

【受付締切】 利用日の3週間前まで

【助 成 額】 障害者(大人)6,490円まで、障害者(こども)5,770円まで、付添者(大人)3,250円まで

【助成回数】 年度内(4月1日から翌年3月31日)2泊まで。但し、予算の範囲内で助成することとし、利用助成を制限させて頂くことがございます。

【申請書配布先】 日野市障害福祉課

【申請・問合せ先】 公益財団法人日本チャリティ協会

〔電 話〕 03-3353-5942

〔F A X〕 03-3359-7964

*ご利用になる前に、必ずパンフレットをお読みください。

東京都福祉局ホームページ「東京都障害者休養ホーム事業」

〔U R L〕 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/kyuyohome.html>



ひ の し しょうがいしゃほうもんがっきゅう 日野市障害者訪問学級

→P94～(11_子ども)参照

ひのしないこうきょうしせつ しょうりょう にゅうかんりょう めんじょ

日野市内公共施設の使用料(入館料)免除 (身)(知)(精)

以下の施設について身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により使用料が免除となります。

名称	所在・問合せ先
七ツ塚ファーマーズセンター	[所在地] 東京都日野市新町 5-20-1 [電話] 042-586-6831
東部会館	[所在地] 東京都日野市石田 1-11-1 [電話] 042-583-4311
ひの市民活動支援センター一本館	[所在地] 東京都日野市多摩平 1-10-1 [電話] 042-586-6251
生活・保健センター	[所在地] 東京都日野市日野本町 1-6-2 [電話] 042-581-6500
落川交流センター	[所在地] 東京都日野市落川1400 [電話] 042-594-7727
新町交流センター	[所在地] 東京都日野市新町 1-13(都営日野新町 1 丁目アパート 11 号棟) [電話] 042-587-2141
多摩平交流センター	[所在地] 東京都日野市多摩平 2-9(多摩平の森ふれあい館内) [電話] 042-585-2000
平山交流センター	[所在地] 東京都日野市平山 5-18-2(平山季重ふれあい館内) [電話] 042-591-7811
万願寺交流センター	[所在地] 東京都日野市万願寺 4-20-12(万願寺中央公園内) [電話] 042-589-7272
南平駅西交流センター	[所在地] 東京都日野市平山 4-18-1(都営平山4丁目アパート6号棟) [電話] 042-594-7500

【問 合 せ】 各施設

しんせんぐみ れきしかん ひのしゅくほんじん にゅうかんりょうめんじょ

新選組のふるさと歴史館、日野宿本陣の入館料免除 (身)(知)(精)

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示で、本人と介護者1名が無料となります。

名称	所在・問合せ先
新選組のふるさと歴史館	[所在地] 東京都日野市神明 4-16-1 [電話] 042-583-5100 [F A X] 042-584-5224
日野宿本陣	[所在地] 東京都日野市日野本町 2-15-9 [電話] 042-583-5100 [F A X] 042-584-5224

【問 合 せ】 日野市ふるさと文化財課(新選組のふるさと歴史館内)

[電 話] 042-583-5100

[F A X] 042-584-5224

[E メール] shinsenr@city.hino.lg.jp

とりつこうえんとう むりょうにゆうじょう

都立公園等の無料入 場 (身) (知) (精)

有料の都立公園等は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の窓口提示により、本人と付添者の方は、入園料が無料となります。

【問 合 せ】 東京都建設局公園緑地部公園課

〔電 話〕 03-5320-5376

とりつこうえんちゅうしゃじょう むりょうりょう

都立公園駐車場の無料利用 (身) (知) (精)

特定の都立公園の有料駐車場は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、無料で駐車場を利用できます。

【問 合 せ】 (公財)東京都公園協会公園事業部営業課

〔電 話〕 03-3232-3138

とりつぶんかしせつ むりょうにゆうじょう

都立文化施設の無料入 場 (身) (知) (精)

特定の都立文化施設は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳の窓口提示により、本人と付添者の方は、入場料が無料となります。

(展覧会により無料とならない場合もあります。展示内容や開館情報等、詳細は各施設までお問い合わせください。)

【対象施設】 東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館

【問 合 せ】 各施設

かいじょうこうえんとう むりょうにゆうじょう

海上公園等の無料入 場 (身) (知) (精)

特定の海上公園は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の窓口提示により、本人と付添者1名の方は、入園料が無料となります。

【対象施設】 東京港野鳥公園

〔電 話〕 03-3799-5031

こうきょうちゅうしゃじょう わりびき

公共駐車場の割引 (身) (知) (精)

特定の公共駐車場は身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、無料もしくは割引で駐車場を利用できます。

【利用方法】 精算所で申し出てください。

※無人精算機の場合は管理室に申し出てください。

※係員のいない駐車場は割引になりません。事前にご確認ください。

【問 合 せ】 東京都道路整備保全公社

〔電 話〕 03-5638-3760

そだい しゅうしゅう 粗大ごみふれあい収集 (身)

粗大ごみを収集に出す際、自ら運びだすことが困難で、身近な方からのご協力を得られない場合に限り、事前申込みで室内からの運び出しを行います。

※大人2人で容易に持ち運びができ、通路(玄関、階段、入口等)から運び出せるものに限りです。また、解体作業が必要なものは収集できません。

【対象者】

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳1、2級所持者のみの世帯

【申込み先】 株式会社日野環境保全

〔電 話〕 042-581-4331

とうひょう かか しえん 投票に係る支援 (身) (知) (精) (難)

郵便等による 不在者投票制度	身体障害者手帳等をお持ちで、定められた要件に該当する方は、自宅等で不在者投票(郵便等投票)をすることができます。
-------------------	--

【対象者】 次の表に該当する方

手帳等の種類	障害等	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【手続方法】 事前に「郵便等投票証明書」の交付を日野市選挙管理委員会事務局に申請してください。

※郵便等投票の対象の方で、自ら記載をすることができない方のうち、次の表に該当する方は投票の代理記載をしてもらうことができます。代理記載できる方は、選挙権を有する方で、日野市選挙管理委員会事務局への事前の申請が必要です。

手帳等の種類	障害等	障害等の程度
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

代理投票・点字投票	投票所では字を書くことが困難な方や目の不自由な方のために「代理投票」や「点字投票」の制度があります。希望される場合は投票所でお申し出ください。
-----------	---

- 代理投票: からだが不自由等で自書できない方は、投票所の係員の代筆にて投票ができます。
- 点字投票: 視覚に障害のある方は、投票所で申し出るにより、点字器を使用して投票ができます。

投票に関する その他の取り組み	どなたでも支障なく投票を行えるよう、投票前にお配りするご案内や、投票所で以下のような取り組みを行っています。
--------------------	--

○投票前のご案内

- 市ホームページへの投票支援カードの掲載(投票支援カードは、下記ホームページ(投票所へ行くことが不安な方は)をご覧ください)
- 投票所入場整理券封筒への音声コードの印刷
- 投票所入場整理券封筒への点字シールの貼付※
- 音声CD・点字による広報ひの選挙特集号の配付※
- 音声CD・点字による選挙のお知らせ(選挙公報)の配付※

※印のついた印刷物の配付を希望される方は、日野市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

○投票所での取り組み

- スロープの設置
- 車いすの配置
- 車いす用記載台の設置
- 投票支援カードの配置
- コミュニケーションボードの配置
- 筆談器の配置
- 点字の候補者氏名等一覧の配置
- 投票箱の投函口への点字シールの貼付
- 手話通訳者の手配

※手話通訳は全投票所でご利用いただけますが、投票所に待機していないため、予め投票所へお越しになる時間帯等を日野市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

【問 合 せ】日野市選挙管理委員会事務局

〔電 話〕042-514-8806

日野市ホームページ(選挙で投票するには)

〔U R L〕<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/senkyo/touhyo/index.html>



日野市ホームページ(重度の障害がある方は(郵便等投票のご利用を))

〔U R L〕<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/senkyo/touhyo/1025433.html>



日野市ホームページ(投票所へ行くことが不安な方は)

〔U R L〕<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/senkyo/touhyo/1025439.html>

